福崎町町有施設等へのネーミングライツ・パートナー募集要項

福崎町ネーミングライツ事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び福崎町町有施設等へのネーミングライツ導入ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、町有施設等におけるネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

1　目的

ネーミングライツ事業は、町の所有する施設又は実施する事業等（以下「対象施設等」という。）に、企業名、商品ブランド名等を冠した愛称を命名する権利及びこれに付帯する諸権利を付与する代わりに、パートナーからその対価を得ることにより、町の新たな財源を確保し、町民サービス及び対象施設等の魅力の向上並びに対象施設等の維持管理及び運営に役立てることを目的とします。

なお、ネーミングライツにより付与する名称は愛称であり、条例等に定める対象施設等の名称（以下「正式名称」という。）を変更するものではありません。

2　募集対象施設及びネーミングライツ料

今回募集する対象施設及びネーミングライツ料の最低価格等については、「（別紙 2）福崎町ネーミングライツ・パートナー募集対象施設一覧」及び次に掲げる各施設の「施設個票」を確認してください。

- （施設個票 No.1）福崎町エルデホール
- （施設個票 No.2）第 1 グラウンド
- （施設個票 No.3）第 3 グラウンド（さるびあドーム）

1. 対象施設ごとの所在地、施設概要、利用状況、ネーミングライツ料の最低価格、愛称の使用開始予定日、愛称条件、表示変更可能箇所その他の個別条件は、各施設個票に記載します。
2. 契約期間は、原則として令和９年４月１日から５年以上１０年以下とします。
3. 応募者は、対象施設ごとに示す最低価格以上のネーミングライツ料を提案してください。
4. ネーミングライツの対価は、金銭によることを基本とします。
5. 提案額のほか、施設の特性に応じた地域貢献、町民サービスの向上その他の提案を行うことができます。
6. 複数の対象施設に応募することができます。ただし、応募及び提案は施設ごとに行ってください。
7. 契約締結後のネーミングライツ料は、指定する期日までに、当該年度分を一括して納入するものとします。ただし、町とパートナーとの協議により、納入方法、納入金額又は納入時期を別に定めることがあります。

8. 既に納入されたネーミングライツ料は、原則として返還しません。ただし、パートナーの責めに帰さない理由により契約を解除した場合はこの限りではありません。なお、返還する場合であっても、納入から返還までの期間に対する利息は付しません。

3　パートナーが得られる権利等

（1）対象施設への愛称の命名権

パートナーは、契約内容に基づき、対象施設に企業名、商品ブランド名等を冠した愛称を命名することができます。

（2）対象施設への愛称の表示

町及びパートナーは、契約内容、施設個票及び費用負担の区分に基づき、次の媒体等に愛称を表示します。

1. 対象施設の表示看板
2. 町又は指定管理者が作成する印刷物
3. 町又は指定管理者のホームページ
4. 町が作成するイベント・行事用印刷物
5. その他、町とパートナーとの協議により定める媒体

（3）その他のパートナーメリット

前 2 項に掲げるもののほか、対象施設の設置目的及び関係法令等に反しない範囲で、パートナーから提案された特典等について、町と協議の上、実施することができます。

想定されるパートナーメリットの例は、次のとおりです。

1. 標識類又は施設看板等の変更若しくは新設
2. 施設パンフレット等の記載変更
3. 広報媒体又は町ホームページ等による広報
4. 関係機関への愛称使用の周知及び働きかけ
5. その他、対象施設の設置目的及び関係法令等の範囲内で町が認めるもの

なお、対象施設ごとに認められる権利、愛称の表示範囲及びパートナーメリットは、各施設個票に記載する内容を基本とし、最終的には町とパートナーとの協議により決定します。

4　愛称に係る条件

（1）愛称の表記範囲

愛称は、パートナーの企業名、商品ブランド名等を冠したもの等であって、対象施設の設置目的にふさわしく、町民に親しみを持ってもらえるものとしてください。

ただし、次のいずれかに該当する愛称は使用できません。

1. 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
2. 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
3. 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
4. 政治活動、選挙運動、宗教活動、意見広告又は個人の名刺広告に関するもの
5. 社会問題についての主義主張をするもの
6. 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
7. 美観風致を害するおそれのあるもの
8. 愛称の内容を町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
9. 前各号に掲げるもののほか、愛称として使用することが適当でないと町長が認めるもの

（2）正式名称との関係

ネーミングライツにより付与する名称は、対象施設の愛称です。条例等に定める対象施設の正式名称は変更しません。

町は、イベント、行事、ホームページ、広報紙等において積極的に愛称を使用しますが、必要に応じて愛称と正式名称を併記し、又は正式名称を使用することがあります。

（3）利用者への配慮

利用者の混乱を避けるため、パートナーの企業名の変更その他やむを得ない事情がある場合を除き、契約期間中に愛称を変更することはできません。

（4）対象施設ごとの条件

各施設個票に個別の愛称条件が定められている場合は、その条件を満たしてください。

5　施設の愛称表示に係る留意事項

愛称を表示する対象は、原則として、対象施設の表示看板等、町又は指定管理者が作成する印刷物及び町又は指定管理者のホームページ等とします。

（1）表示看板等の変更又は新設

1. 表示看板等の変更又は新設については、関係法令等を遵守し、施工範囲、施工時期、デザイン、色彩、大きさ、材質、設置場所その他必要な事項について、事前に町の承認を得てください。
2. 表示看板等の変更又は新設に伴う工事は、パートナーが実施するものとします。
3. 表示看板等の新設については、設置の可否を含め、町及び関係機関と協議の上、決定します。
4. 電飾看板その他電気通信等を稼働させて使用する看板等を設置する場合は、景観、周辺環境及び施設管理への影響等を踏まえ、町が設置の可否を判断します。
5. 電飾看板等を設置する場合は、専用電気メーターを別途設置する等、電気使用料を区分するものとします。区分できない場合は、原則として設置を認めません。

6. 対象施設の敷地外にある道路案内看板、道路標識等の表示変更は、原則として対象外とします。
7. 表示看板等の変更又は新設後における安全管理、保守、点検及び修繕は、パートナーの責任と負担により行うものとします。
8. パートナーは、契約期間満了時又は契約解除時までに、変更又は新設した表示看板等を原状に回復するものとします。

（2）町又は指定管理者が作成する印刷物

1. パンフレット、封筒その他常設かつ長期的に使用する印刷物は、原則として変更しません。ただし、パートナーが変更を希望し、その費用を負担する場合は、町と協議の上、変更することができます。
2. イベントチラシその他イベント・行事用印刷物については、契約期間中に町又は指定管理者が作成するものには愛称を使用します。
3. 契約期間中であっても、イベント又は行事が契約期間終了後に開催される場合は、愛称を使用しないことがあります。

（3）ホームページ等

1. 町ホームページの表示変更は、町が実施します。
2. 指定管理者ホームページの表示変更は、指定管理者又はパートナーが実施するものとし、必要な費用はパートナーの負担とします。
3. 施設予約システム上の表示は、原則として変更しません。

6　費用負担

愛称付与に伴う費用負担は、原則として次のとおりとします。パートナーの負担となる費用は、ネーミングライツ料とは別に負担していただきます。

区　分	町	パートナー
対象施設の表示看板の変更又は新設に係る諸費用		○
電飾看板等の専用電気メーターの設置工事費用及び電気料金等の維持管理費用		○
町又は指定管理者が作成する常設かつ長期的に使用する印刷物の変更費用（パートナーが変更を希望する場合）		○
町又は指定管理者が作成するイベント・行事用印刷物の表示変更	○	
町ホームページの表示変更	○	
指定管理者ホームページの表示変更		○
契約期間満了時又は契約解除時における原状回復		○
応募、提案及び契約締結に係る費用		○

※1 表示看板等を新設する場合は、設置の可否を含めて町と協議します。

※2 対象施設の敷地外にある道路案内看板、道路標識等の表示変更は、原則として行いません。

※3 町ホームページ又は指定管理者ホームページの表示変更については、ネーミングライツ導入に伴って追加費用が発生する場合に限ります。

※4 上表に定めのない費用負担については、町とパートナーとの協議により決定します。

7　応募資格

（1）基本要件

応募することができる者は、法人格を有し、対象施設の公共性を損なうおそれがなく、対象施設に愛称を付与する者としてふさわしい法人その他の団体とします。個人による応募はできません。

（2）応募できない者

次のいずれかに該当する者は、応募できません。

1. 政治団体、宗教団体又は公職にある者が役員を務める団体
2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
3. 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業者のうち、金銭の貸付けを主な業として営む者
4. 福崎町暴力団排除条例（平成 25 年福崎町条例第 3 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者

5. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の決定を受けた者
6. ネーミングライツの募集を開始する日の 6 か月前の日までに町の指名停止を受けたことがある者又は募集開始日以後に当該指名停止を受けた者
7. 国税又は地方税を滞納している者
8. その他、公序良俗に反する行為を行う等、パートナーとして適当でないと町長が認める者

8　応募方法

（1）提出期限、提出方法及び提出先

項　目	内　容
提出期限	令和 8 年 12 月 24 日（木）午後 5 時 15 分必着
提出方法	持参又は郵送
提出先	〒679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原 3116-1 福崎町役場 企画財政課 管財係　宛

1. 持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで受け付けます。
2. 提出期限を過ぎた場合は、受け付けません。
3. 郵送の場合は、上記提出期限までに提出先へ到着したものに限り受け付けます。
4. 複数の対象施設に応募する場合は、応募する施設ごとに必要な応募書類を提出してください。ただし、町が共通書類として認めるものについては、重複提出を省略できるものとします。

（2）提出書類

次の書類を各 1 部提出してください。

1. 福崎町ネーミングライツ・パートナー申込書（様式１）
2. 法人等の概要（様式２）※1
3. 役員一覧表（様式３）
4. 誓約書（様式４）
5. 福崎町町税確認承諾書（様式５）※２
6. 法人の登記事項証明書及び定款もしくはこれらに類する書類　※３
7. 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（国税様式その３の３）

提出する証明書類は、原則として提出日前 3 か月以内に発行されたものとしてください。

※１ 会社案内等のパンフレット等でも可

※２ 課税の有無に関わらず提出要

※3 登記義務がない法人の場合は、公的機関が発行した代表者等の所在がわかる書類

（3）応募に当たっての留意事項

1. 必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。
2. 応募に要する費用は、全て応募者の負担とします。
3. 提出期限後の愛称案その他の提案内容の変更は、原則として認めません。
4. 提出された書類は返却しません。
5. 提出書類は、審査及びネーミングライツ事業の実施に必要な目的以外には使用しません。
6. 提出書類は、法令、条例等に基づく開示請求があった場合、公開することがあります。
7. 提出書類に虚偽の記載をした場合又は応募資格を満たさないことが判明した場合は、応募を無効とします。
8. 応募者が1者のみの場合であっても、審査を実施します。
9. 町が必要と認める場合は、応募者に対して提案内容の説明又はヒアリングを求めることがあります。

9　質問の受付

（1）質問方法

質問がある場合は、質問書（様式6）を電子メールにより提出してください。電話又は口頭による質問は受け付けません。

（2）質問受付期間

令和8年11月20日（金）から令和8年12月11日（金）午後5時まで

（3）提出先

福崎町役場 企画財政課 管財係　宛
電子メール：kizai@town.fukusaki.lg.jp

（4）回答方法

質問に対する回答は、町ホームページに随時掲載します。

質問者の名称その他質問者を特定できる情報は公表しません。なお、質問への回答は、この募集要項と一体のものとして取り扱います。

10　選定

（1）審査

福崎町ネーミングライツ審査会（以下「審査会」という。）において、対象施設ごとに、応募資格、提案内容の採用の可否並びに優先交渉権者※及び次点者について審査し、選定します。

※優先交渉権者とは、応募者のうち、パートナーとして適格であり、かつ、町にとって有利な条件で契約を締結することができる者として、他の応募者に優先して町が契約に係る協議を行う者をいいます。

（2）選定基準

審査会は、主に次の事項を総合的に審査します。

1. 応募資格及び応募者の適格性
2. 愛称案の公共性、親しみやすさ及び対象施設との調和
3. ネーミングライツ料の提案額
4. 契約期間
5. 地域貢献、町民サービスの向上及び対象施設の魅力向上に関する提案
6. 提案内容の実現可能性及び継続性
7. 応募者の経営状況、社会的信用及び事業実績
8. その他、対象施設の運営及びネーミングライツ事業の実施に必要な事項

応募者が 1 者のみの場合であっても、審査会においてパートナーとしての適格性を審査します。

（3）選定結果の通知

選定結果は、対象施設ごとに全ての応募者へ文書で通知します。審査の経過、内容及び結果に関する問合せ並びに異議申立ては受け付けません。

11　契約

（1）優先交渉権者との協議

町は、審査会の審査結果を参考に対象施設ごとの交渉順位を決定し、優先交渉権者と、愛称、ネーミングライツ料、契約期間、愛称の表示方法、費用負担その他契約に必要な事項について協議します。

協議に当たっては、表示看板等のデザイン、寸法、設置場所、施工方法、電飾看板等に係る電気使用料の区分方法及び原状回復の内容等について、原則として契約締結前に町の承認を得るものとします。

（2）次点者との協議

優先交渉権者との協議が整わなかった場合、又は当該優先交渉権者が応募資格を欠くこととなった場合は、次点者と協議します。

（3）契約の締結

協議により契約条件について合意に至った場合は、町と優先交渉権者との間でネーミングライツ事業に係る契約を締結し、当該優先交渉権者をパートナーとして決定します。

（4）契約の更新

パートナーが、契約期間満了時において同一の契約条件による更新を希望する場合は、1 回に限り優先的に交渉することができます。

更新を希望するパートナーは、契約期間満了日の 10 か月前までに町へ申し出るものとします。

(5) 契約の解除

町は、次のいずれかに該当する場合、ネーミングライツ事業に係る契約を解除することができます。

1. パートナーが法令等又は実施要綱に違反したとき。
2. パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
3. 町が指定する期日までにネーミングライツ料を納入しないとき。
4. パートナーの瑕疵により、対象施設の愛称の維持が困難であると町が認めたとき。
5. 前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツ事業の継続に支障があると町が認めたとき。

パートナーの責めに帰すべき理由により契約を解除した場合、表示看板等の撤去、原状回復その他必要な費用は、パートナーの負担とします。

12　パートナー及び愛称の公表

パートナーを決定した場合は、対象施設ごとに次の事項を町ホームページ等で公表します。

1. パートナーの名称
2. 対象施設の愛称
3. ネーミングライツ料その他対価の内容
4. 契約期間
5. 愛称の使用開始日
6. その他、町が必要と認める事項

町は、町ホームページ、広報紙、イベント・行事等において愛称を積極的に使用し、その普及に努めます。

13　指定管理者制度導入施設に係る留意事項

対象施設が指定管理者制度導入施設である場合は、指定管理者制度の趣旨に鑑み、指定管理者の施設管理及び運営に不利益が生じないよう、次の事項に留意するものとします。

1. 指定管理者がパートナーを兼ねる場合、ネーミングライツの対価に係る支出は、指定管理料の積算対象に含めません。
2. 指定管理者とパートナーが異なる場合、パートナーメリット等の取扱いについて、町、指定管理者及びパートナーの三者で十分に協議します。
3. 必要に応じて、指定管理者との協定書等に必要な事項を定めます。
4. 町、指定管理者及びパートナーは、ネーミングライツの効果が十分に発揮されるよう相互に協力します。

14　スケジュール

今回の募集に係る予定は、次のとおりです。

時　期	内　容
令和 8 年 11 月 20 日	募集要項の公表・募集開始
令和 8 年 12 月 11 日	質問受付期限
令和 8 年 12 月 24 日	応募受付期限
令和 9 年 1 月頃	審査会による審査及び優先交渉権者の選定
令和 9 年 1 月頃	選定結果の通知
令和 9 年 2 月頃	優先交渉権者との協議
令和 9 年 4 月	契約締結及びパートナー等の公表

上記日程は予定であり、応募状況、審査又は協議の状況等により変更する場合があります。

15　その他

1. 本募集要項に定めのない事項は、実施要綱、ガイドライン、各施設個票及び関係法令等に基づき取り扱います。
2. 応募者は、本募集要項、実施要綱、ガイドライン、「福崎町ネーミングライツ・パートナー募集対象施設一覧（別紙 2）」及び応募する施設の施設個票の内容を十分に確認し、これらを了承した上で応募してください。
3. 寄贈品を多く所蔵する施設、協賛企業等の多い施設その他関係者への配慮が必要な施設については、町が事前に必要な調整を行った上で、ネーミングライツの設定の可否を判断します。
4. 災害その他やむを得ない事情がある場合、町は募集、審査又は愛称の使用開始を延期し、又は中止することがあります。
5. 町は、応募者が応募を行ったことにより生じた損害等について、町の責めに帰すべき場合を除き、その責任を負いません。
6. 本募集要項の解釈に疑義が生じた場合は、町の解釈によるものとします。

16　問合せ先

〒679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原 3116-1
福崎町役場 企画財政課 管財係　宛
電話：0790-27-8601
電子メール：kizai@town.fukusaki.lg.jp